

○長崎県産業廃棄物税基金条例

平成17年3月22日
長崎県条例第22号

長崎県産業廃棄物税基金条例をここに公布する。

長崎県産業廃棄物税基金条例

(基金の設置)

第1条 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、長崎県産業廃棄物税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、長崎県産業廃棄物税条例(平成16年長崎県条例第44号)の規定により県に納入され、又は納付された産業廃棄物税に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、長崎県産業廃棄物税条例の施行の日から施行する。